

第107回 定時株主総会

# 招集ご通知



## スバル興業株式会社

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席をお控えいただくこともご検討ください。
- ・株主総会にご出席される株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 開催日時

2021年4月28日(水曜日)午前10時  
(開場は午前9時10分を予定しております。)

### 開催場所

東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 5階  
「ラ・ローズⅡ」

### 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	21
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告	38

(証券コード 9632)  
2021年4月6日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目10番1号  
スバル興業株式会社  
取締役社長 永 田 泉 治

## 第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席をお控えいただくこともご検討ください。なお、書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年4月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年4月28日（水曜日）午前10時  
（開場は午前9時10分を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズII」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第107期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第107期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://subaru-kougyou.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当社は、法令および当社定款第16条に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://subaru-kougyou.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- なお、上記①～③は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、また、②ならびに③は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

本総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止に向けて、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 本総会受付にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご利用ください。
- ・ 予防措置として、役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・ 本総会にご出席の株主様は、開催日当日における感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・ 本総会会場内の座席は間隔を空けた配置とさせていただきます。また、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。
- ・ 今後、感染症の流行状況により本総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://subaru-kougyou.jp/>) にてお知らせいたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化に努め、将来の資金需要に備えた内部留保を勘案しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としておりますが、業績動向を踏まえた株主の皆様への適切な利益還元も経営の重要な課題と認識しております。

当期の期末配当につきましては、業績が概ね順調に推移したことと、2021年2月9日に創立75周年を迎えたことから、普通配当100円に特別配当90円、記念配当50円を加え、1株当たり240円にいたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株当たり100円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり340円となります。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金240円(うち、普通配当100円、特別配当90円、記念配当50円)  
配当総額 616,609,920円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年4月30日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）11名全員は、本総会終了の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	当社における担当および重要な兼職の状況	候補者属性
1	小 林 憲 治	代表取締役会長		再任
2	な が た せん じ 治	代表取締役社長		再任
3	まつ まる みつ なり 成	専務取締役	管理本部長 兼 同本部経理担当	再任
4	ほり うち のぶ ゆき 之	常務取締役	関西支社長 兼 同支社管理部長	再任
5	いし づか やすし 泰	常務取締役	管理本部総務担当	再任
6	いま ざわ ひろ ゆき 之	取締役	道路関連事業本部長 兼 同本部管理部長 兼 同本部技術部長	再任
7	たけ しま よし き 喜	取締役	レジャー事業本部長 兼 同本部飲食事業部長 兼 同本部マリーナ事業部長 兼 不動産経営担当	再任
8	うえ の とし あき 明	取締役	管理本部総務部長	再任
9	おお にし まさ き 樹	取締役	道路関連事業本部東北支店長	再任
10	た こ のぶ ゆき 幸	取締役	東宝(株) 取締役副社長 オーエス(株) 社外取締役(監査等委員) (株)東京楽天地 取締役(監査等委員)	再任
11	みや け くに ひこ 彦	取締役		再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 小林 憲治 (1955年1月17日生)	1977年4月 当社入社 1998年4月 当社取締役 2002年9月 当社道路(現:道路関連)事業本部長 2003年4月 当社常務取締役 2004年4月 当社代表取締役社長 2004年4月 当社管理本部長 2008年2月 当社道路関連事業本部長 2010年4月 当社レジャー事業本部長兼不動産経営担当 2018年4月 当社代表取締役会長(現任)	1,200株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>小林憲治氏は、当社の各事業部門の責任者として豊富な経験と実績を積み、2004年から代表取締役社長、2018年から代表取締役会長として当社グループの経営全般を担っております。同氏の経歴と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			
2	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 永田 泉治 (1960年2月20日生)	1983年4月 当社入社 2012年3月 当社関西支社技術部部长 2012年4月 当社取締役 2012年4月 当社関西支社技術部部长 2014年6月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部部长 2016年4月 当社常務取締役 2018年4月 当社代表取締役社長(現任)	1,000株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>永田泉治氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、代表取締役社長就任以来、当社グループの経営全般において強いリーダーシップを発揮しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">まつ まる みつ なり 松 丸 光 成 (1955年2月27日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社</p> <p>1998年4月 当社管理本部総務部長兼社長室長</p> <p>1999年4月 当社取締役</p> <p>2002年9月 当社道路(現:道路関連)事業本部関西支社長</p> <p>2010年4月 当社常務取締役</p> <p>2012年4月 当社代表取締役常務取締役</p> <p>2012年7月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部長</p> <p>2014年4月 当社代表取締役専務取締役</p> <p>2014年6月 当社管理本部長兼レジャー事業本部長兼同本部興行部長兼不動産経営部長</p> <p>2018年4月 当社専務取締役(現任)</p> <p>2019年4月 当社管理本部長兼同本部総務担当兼同本部経理担当</p> <p>2019年5月 当社管理本部長兼同本部経理担当(現任)</p>	1,000株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>松丸光成氏は、当社グループの幅広い部門の責任者として業務に携わり、当社の経営を担っております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			
4	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">ほり うち のぶ ゆき 堀 内 信 之 (1957年7月12日生)</p>	<p>1980年4月 当社入社</p> <p>2010年4月 当社取締役</p> <p>2010年4月 当社関西支社管理部長</p> <p>2012年7月 当社関西支社長兼同支社総務部長兼同支社管理部長</p> <p>2018年4月 当社常務取締役(現任)</p> <p>2019年4月 当社関西支社長兼同支社管理部長(現任)</p>	1,000株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>堀内信之氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、関西地区全体の責任者として当社の経営を担っております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p>いしづか やすし 石 塚 泰 (1955年7月15日生)</p>	1978年4月 東宝(株) 入社 2003年4月 同社労政部長 2008年5月 同社取締役 2009年6月 同社人事労政部長 2014年5月 同社人事・総務担当 2017年4月 当社取締役 2019年5月 当社常務取締役管理本部総務担当(現任)	400株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>石塚泰氏は、親会社である東宝(株)および当社において管理部門の業務を幅広く経験するとともに、取締役として会社経営に携わっております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏は、過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			
6	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p>いま ざわ ひろ ゆき 今 沢 宏 之 (1962年7月31日生)</p>	1985年4月 当社入社 2010年4月 当社関西支社名古屋支店長 2012年3月 当社関西支社技術部部长兼同支社名古屋支店長 2012年4月 当社取締役(現任) 2014年4月 当社関西支社技術部部长 2018年4月 当社道路関連事業本部长兼同本部管理部部长 2020年7月 当社道路関連事業本部长兼同本部管理部部长兼同本部技術部部长(現任)	700株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>今沢宏之氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、同事業の責任者として当社の経営を担っております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">たけしま よしき 竹島美喜 (1959年10月24日生)</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2009年11月 当社社長室長</p> <p>2012年4月 当社管理本部総務部長</p> <p>2017年4月 当社取締役(現任)</p> <p>2019年4月 当社レジャー事業本部長兼同本部興行部長兼同本部飲食事業部長兼同本部マリナー事業部長兼不動産経営担当</p> <p>2020年1月 当社レジャー事業本部長兼同本部飲食事業部長兼同本部マリナー事業部長兼不動産経営担当(現任)</p>	600株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>竹島美喜氏は、当社グループの幅広い事業の業務に携わり、レジャー事業の責任者として当社の経営を担っております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			
8	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">うえの としあき 上野俊明 (1969年1月21日生)</p>	<p>1993年4月 当社入社</p> <p>2017年4月 当社管理本部総務部部長</p> <p>2019年4月 当社取締役管理本部総務部長(現任)</p>	500株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>上野俊明氏は、長年にわたり人事、総務を中心とする管理部門の業務に携わり、豊富な業務経験と当社事業全般における高い知見を有しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> <small>おお にし まさ き</small> <b>大 西 政 樹</b> (1967年11月21日生)	1994年 5 月 当社入社 2018年 4 月 当社関西支社名古屋支店 部長 2020年 4 月 当社取締役 (現任) 2020年 7 月 当社道路関連事業本部東北支店長 (現任)	0株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>大西政樹氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、東北地区の責任者として当社の経営を担っております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
10	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">た こ の ぶ ゆ き 太 古 伸 幸 (1965年12月4日生)</p>	<p>1988年 4月 東宝(株) 入社 2005年 4月 同社グループ経営企画(現:経営企画)部長 2008年 5月 同社取締役 2014年 4月 当社取締役(現任) 2014年 5月 東宝(株)常務取締役 2017年 5月 同社専務取締役 2018年 4月 オーエス(株)社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年 4月 (株)東京楽天地 取締役(監査等委員)(現任) 2020年 5月 東宝(株)取締役副社長(現任)</p> <p><b>【重要な兼職状況】</b> 東宝(株) 取締役副社長 オーエス(株) 社外取締役(監査等委員) (株)東京楽天地 取締役(監査等委員)</p>	100株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>太古伸幸氏は、親会社である東宝(株)や他社の取締役を務める等、企業経営に精通するとともに、経営企画をはじめとする管理部門での豊富な業務経験と知見を有しており、当社グループの方針や経営判断について適切な意見を期待できることから当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>●同氏は、現在において、当社の特定関係事業者である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 みやけくにひこ 宮家邦彦 (1953年10月12日生)	1978年4月 外務省入省 1996年7月 同省 中近東アフリカ局中近東第二課長 1998年1月 同省 中近東アフリカ局中近東第一課長 1998年8月 同省 北米局日米安全保障条約課長 2000年9月 同省 在中華人民共和国日本国大使館 公使 2004年1月 同省 在イラク日本国大使館 公使 2004年7月 同省 大臣官房参事官兼中東アフリカ局参事官兼内閣事務官 2005年8月 (株)外交政策研究所 代表取締役 (現任) 2007年4月 立命館大学客員教授 (現任) 2009年4月 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 (現任) 2014年4月 当社社外取締役 (現任)	0株
11	<p>&lt;社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要&gt;</p> <p>宮家邦彦氏は、長く外務省に勤務し多くの重職を歴任され、その幅広い活動による高い見識と豊富な経験を活かし、当社の経営判断に独立した立場から適切な助言が期待できるため、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●同氏は、社外取締役候補者であります。</li> <li>●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。</li> <li>●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。</li> <li>●同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。</li> <li>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</li> </ul>		

- (注) 1. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	当社における担当および重要な兼職の状況	候補者属性
1	えん どう のぶ ひで 遠 藤 信 英	常勤監査等委員	監査等委員会委員長	再任 社外
2	の もと み なつ 野 元 三 夏	監査等委員	弁護士 東京製鐵(株) 社外取締役 (監査等委員)	再任 社外 独立
3	うえ むら た え こ 上 村 多 恵 子	監査等委員		再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外取締役候補者</div> <small>えん どう のぶ ひで</small> 遠 藤 信 英 (1959年1月4日生)	1981年4月 東宝不動産(株)※入社 2007年7月 同社※管理本部経理部長 2010年5月 同社※取締役 2012年4月 当社社外監査役 2012年5月 東宝不動産(株)※取締役経理担当兼経理部長(2016年4月退任・退職) 2016年4月 当社社外常勤監査役 2017年4月 当社社外取締役(常勤監査等委員)監査等委員会委員長(現任)	100株
1	<p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要&gt;</p> <p>遠藤信英氏は、他社の取締役として企業経営に関与された経歴があり、また、経理業務の専門家として当社経営全般に対する十分な監査を期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●同氏は、社外取締役候補者であります。</li> <li>●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。</li> <li>●同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本總會終結の時をもって4年となります。</li> <li>●同氏は過去5年間において、当社の特定関係事業者である東宝不動産(株)※の業務執行者であったことがあり、その地位および担当は、上記略歴に記載のとおりであります。</li> <li>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</li> </ul> <p>※東宝不動産(株)は、当社発行済株式総数の50.05%を保有する親会社でありましたが、2015年7月その全株式を東宝(株)に現物配当したことにより、当社の親会社でなくなりました。なお同社は、2017年3月東宝(株)が吸収合併したことにより解散しております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <p style="text-align: center;">独立役員候補者</p> <p>の もと み なつ 野 元 三 夏 はら さわ み なつ 弁護士登録名 原 澤 三 夏 (1969年7月11日生)</p>	<p>1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)</p> <p>2006年6月 東京製鐵(株) 社外監査役</p> <p>2014年4月 慶応義塾大学法科大学院 非常勤講師</p> <p>2015年6月 東京製鐵(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2016年4月 当社社外監査役</p> <p>2016年7月 日本放送協会 入札契約委員会委員(現任)</p> <p>2017年4月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>【重要な兼職状況】</p> <p>弁護士 東京製鐵(株) 社外取締役(監査等委員)</p>	0株
2	<p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要&gt;</p> <p>野元三夏氏は、弁護士および他社の社外取締役として、専門的な知識や経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●同氏は、社外取締役候補者であります。</li> <li>●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。</li> <li>●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。</li> <li>●同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。</li> <li>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</li> </ul>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 うえむらたえこ 上村多恵子 (1953年7月6日生)	1974年9月 京南倉庫(株) 代表取締役(現任) 1998年4月 学校法人甲南学園 常任理事 2000年5月 (一社)関西経済同友会 常任幹事(現任) 2004年5月 (公社)日本港湾協会 理事(現任) 2005年2月 国土交通省 社会資本整備審議会委員 2005年3月 同省 交通政策審議会委員 2005年8月 金融庁 金融行政アドバイザー(現任) 2010年9月 日本高速道路保有・債務返済機構 高架下利用審議会委員 2013年3月 (公財)日本道路交通情報センター 理事(現任) 2013年10月 内閣府 民間資金等活用事業推進委員会委員(現任) 2015年6月 (一社)建設コンサルタンツ協会 理事 2019年4月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株

3

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

上村多恵子氏は、長年企業経営に携わるとともに、国や行政の諮問委員や経済団体等の役員を多数歴任され幅広く活躍されており、その高い見識と豊富な経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- 同氏は、社外取締役候補者であります。
- 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。
- 当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 1. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。

2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かん だ ふみ ひろ 神 田 文 浩 (1973年9月26日生)	2005年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2016年1月 はるにれ法律事務所開設 現在に至る 【重要な兼職状況】 弁護士	0株

＜補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要＞

神田文浩氏は、弁護士としての専門的な知識や経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- 同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 同氏は補欠の監査等委員である取締役の候補者であり、同氏からは監査等委員である取締役に任期中に退任し、法令の定める員数を欠く場合において、監査等委員である取締役に就任する旨の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年4月28日開催の第106回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役1千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給分相当額は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は10名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は10名となります。

### 1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数および払込みに関する事項

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

### 2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

- (1)対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任または退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2)対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)当社は、法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(8) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

### 3. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、対象取締役が企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。また、譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.37%（10年間に亘り、譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.75%）とその希釈化率は軽微であることから、譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

## 《ご参考》

### 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役が以下の基準のいずれかに当てはまる場合には、独立性を有しないと判断します。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（注1）  
またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産（注3）を得ている  
コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体で  
ある場合は、当該団体に所属する者）
4. 当社の主要株主（注4）（当該株主が法人である場合はその業務執行者）
5. 最近3年において前1.～4.のいずれかに該当する者
6. 最近10年において次の(1)～(2)のいずれかに該当していた者
  - (1) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
  - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
7. 前1.～6.に該当する者および当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

(注1) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。

(注2) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

(注3) 「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が過去3年間の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

(注4) 「主要株主」とは、直接または間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

以上

## 事業報告

(2020年2月1日から  
2021年1月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、政府による緊急事態宣言が2度にわたり発令される等、社会経済活動が大きく制限されたことにより個人消費が大幅に減少し、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループにおいても、飲食店舗の臨時休業や時短営業を余儀なくされたほか、マリーナ施設の利用者数が減少する等、レジャー事業の業績に多大な影響が及びました。一方、主力事業である道路関連事業においては、感染予防策を徹底し日常業務の継続に努めたことにより、概ね順調に稼働しました。

以上の結果、3か年計画《中期経営戦略2019-2022 TRY! 2022》の2年目にあたる当連結会計年度における売上高は274億6千万円（前期比0.9%増）、営業利益は40億4千8百万円（前期比1.0%減）、経常利益は41億2千1百万円（前期比0.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上した『銀座スバルビル』の売却益減少や、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた個別事業所の業績見通しを精査した結果、一部事業用資産に対する減損損失3億2千4百万円を計上したことにより、26億3千5百万円（前期比17.1%減）となりました。

以下、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

#### (道路関連事業)

道路関連事業は、政府による国土強靱化計画をはじめとした関連予算の執行により、公共投資が堅調に推移しましたが、建設技能者の不足による労務費の上昇や資機材価格の高騰もあり、依然として予断を許さない状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは、新型コロナウイルス感染予防策の徹底により、期中を通し安定した施工体制の堅持に努めました。また、継続的な受注の確保を目指し積算精度の向上を図るとともに、高速道路等の維持補修工事において積極的な技術提案等を行い追加受注に努め、業務の効率化や原価管理の徹底による収益性の向上を図った結果、売上高は247億9千2百万円（前期比3.6%増）、セグメント利益は43億6千7百万円（前期比3.6%減）となりました。

### (レジャー事業)

飲食部門は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による営業時間の短縮や外出自粛要請により、極めて厳しい事業環境で推移しました。このような状況のなか、お客様が安心して利用できる店舗運営の徹底を図るとともに、テイクアウト商品の店頭販売や、デリバリー販売を実施する等、消費者ニーズへの対応に努めましたが、売上高は前期を大きく下回りました。

マリーナ部門は、『東京夢の島マリーナ』『浦安マリーナ』の両マリーナでの船舶係留数は年間を通し高水準で推移しましたが、マリンフェスティバル等のイベントの自粛、施設内の給油所における燃料販売の減少やバーベキュー場利用者の減少等により、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、レジャー事業全体の売上高は19億4千8百万円（前期比26.2%減）、セグメント利益は4千8百万円（前期比64.8%減）となりました。

### (不動産事業)

不動産事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた一部テナントからの賃料減額要請に応じるとともに、商業ビルの共用部において感染予防策を徹底する等、テナントの安心・安全に配慮した物件管理に努めました。

また、当社の不動産戦略に則り、安定した収益が望める新規事業用地を取得し賃貸を開始したことにより、売上高は7億1千8百万円（前期比12.4%増）、セグメント利益は4億1千1百万円（前期比35.5%増）となりました。

なお、新規事業用地は、期中3月に兵庫県西宮市内に、同6月に神奈川県相模原市内に、同10月に広島県広島市内に取得し、それぞれ賃貸を開始しております。

(注) 営業利益は、各報告セグメント損益の合計額（48億2千7百万円）から全社費用（7億7千8百万円）を控除しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費（総務・経理等管理部門に係る費用）であります。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は33億2千1百万円で、その主なものは不動産事業における事業用地の取得、道路関連事業における作業用車両の購入に係るものであります。なお、これに要した資金は全て自己資金でまかなっております。

## (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府による各種政策の効果や海外経済の改善等により、持ち直しの動きが期待されるものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不明瞭なことから、感染拡大による景気の下振れリスクに注視が必要であり、先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような状況のなか、当社グループは、新型コロナウイルス感染予防策を徹底し、各事業に取り組んでまいります。

以下、セグメント別の課題をご報告申し上げます。

(道路関連事業)

### ① 人員の確保

少子高齢化に伴う労働人口の減少により、人手不足への対応が業界全体の課題となっております。このような状況のなか、当社グループは、継続的な外国人技術者の採用をはじめ積極的な人員の確保を図り、社内教育を通して建設技術者の技能向上に努めてまいります。

また、働き方改革を推進するうえで、業務に応じた適正な人員配置を行うとともに、協力会社との連携を強化する等、事業運営の効率化による労働生産性の向上を図ってまいります。

さらに、近年頻発している自然災害に対し、迅速で的確な対応ができるよう、施工体制を強化してまいります。

### ② 受注獲得のための営業施策

積算精度の向上や技術提案力の強化を図り、総合評価方式での受注拡大を目指し、道路維持管理業務の継続的な受注に努めるとともに、大規模更新・修繕工事への施工協力や附帯する交通規制業務等の受注に向け、積極的な営業展開を行ってまいります。

また、当社の経験や実績を活かせるコンセッション方式の道路維持管理業務の受注に努めてまいります。

### ③ 環境対策

環境負荷低減に繋がる資機材等を積極的に使用するとともに、自社開発製品の凝集剤を利用した濁水処理システム等により、環境対策の推進に取り組んでまいります。



## (レジャー事業)

### ① 飲食部門

飲食店においては、お客様・従業員に対する衛生管理の徹底を図るとともに、消費者ニーズを捉えたテイクアウト、デリバリー販売の強化や新メニューの開発等により、サービスの向上を図るほか、SNSを活用した積極的なPR活動により、集客力の強化に努めてまいります。

物品販売においては、メーカーと協力して商品の多様化を図り、高速道路売店や観光施設等に対する営業力を強化し、販路拡大に努めてまいります。

### ② マリーナ部門

施設利用者に安心・安全な環境づくりを推進するとともに、充実したサービスを提供し、船舶係留数を高水準に維持することに努めてまいります。

また、新規利用者の獲得に向け、安全に配慮した各種イベントやSNSを活用したPR活動を通じて、施設内におけるバーベキュー場、ドッグランやレストランの認知度を上げ、船舶利用者以外にも魅力のあるマリーナづくりに努めてまいります。

さらに、マリーナの施設管理を担う人材力の強化を図り、新規マリーナの運営受託を目指してまいります。

## (不動産事業)

### ① 所有物件の付加価値向上

利用者に安心・安全な施設を提供するため、計画的な修繕を実施するとともに、利用者のニーズに弾力的に対応し、施設の付加価値向上に努めてまいります。

### ② 新たな不動産の取得

当社の不動産戦略に則り、安定した収益が確保できる優良な新規物件の取得を目指してまいります。

セグメント別は以上となりますが、上記課題に加え、適切な資本政策とコーポレートガバナンスの充実を図り、M&A等の投資可能性を追求しながら、収益基盤の多様化を推進してまいります。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第104期 (2018年1月期)	第105期 (2019年1月期)	第106期 (2020年1月期)	第107期 (2021年1月期)
売 上 高	23,339 <sup>百万円</sup>	25,164 <sup>百万円</sup>	27,211 <sup>百万円</sup>	27,460 <sup>百万円</sup>
営 業 利 益	3,151	3,062	4,090	4,048
経 常 利 益	3,187	2,883	4,129	4,121
親会社株主に帰属する当期純利益	2,094	1,820	3,177	2,635
1株当たり当期純利益	814.18 <sup>円</sup>	707.92 <sup>円</sup>	1,236.20 <sup>円</sup>	1,025.55 <sup>円</sup>
総 資 産	25,754 <sup>百万円</sup>	26,815 <sup>百万円</sup>	30,554 <sup>百万円</sup>	31,819 <sup>百万円</sup>
純 資 産	21,097	22,234	24,916	26,542

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は、2017年8月1日付で普通株式10株を1株に株式併合しております。また、1株当たり当期純利益につきましては、株式併合が第104期の期首に行われたと仮定して算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第106期の期首から適用しており、第105期に係る金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年1月31日現在)

### ① 親会社の状況

#### 1. 親会社との関係

会社名	資本金 百万円	当社に対する議決権比率 %	主要な事業内容
東宝株式会社	10,355	54.71 (1.14)	映画の製作・配給および興行、演劇の製作および興行、不動産の賃貸他

(注) 当社に対する議決権比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しており、( )内は間接所有分内数であります。

#### 2. 親会社等との間の取引に関する事項

##### ア. 親会社との取引に当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社へ資金の貸付を行っていましたが、期中に全額返済を受けました。当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適正に決定しております。

##### イ. 親会社との取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

資金貸付は、利率・返済条件等について当社に不利でないことを、期中の取締役会で再確認しております(ただし、親会社役員兼務取締役は決議に加わっておりません。)。以上により、当社の利益を害するものでないと判断しております。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
ハイウェイ開発株式会社	100	100.00	道路の維持管理・補修工事、有料道路等の売店運営業務の受託
株式会社東京ハイウェイ	86	100.00	道路の維持管理・補修工事、有料道路等の売店運営業務の受託
株式会社アイ・エス・エス	10	100.00	橋梁・構造物等の設計業務

(注) 当連結会計年度末日における連結子会社数は、上記会社を含め11社となっております。

(6) 主要な事業内容 (2021年1月31日現在)

事業区分	主要な事業
道路関連事業	道路および道路附帯設備の維持・清掃・補修工事の請負、有料道路等の売店運営業務の受託、橋梁・構造物等の設計業務、太陽光発電事業
レジャー事業	飲食・物販等の事業、マリーナの運営事業
不動産事業	不動産賃貸業

(7) 主要な事業所および施設 (2021年1月31日現在)

① 当社

名称	事業所数	所在地
本社	1	東京都
関西支社	1	大阪府
東北支店	1	宮城県
名古屋支店	1	愛知県
道路事業所	15	東京都7カ所、青森県、秋田県、宮城県、愛知県、大阪府、兵庫県3カ所
太陽光発電所	3	兵庫県3カ所
飲食店・喫茶店	8	東京都6カ所、埼玉県、神奈川県
物品販売事業所	2	埼玉県、神奈川県
マリーナ	2	東京都、千葉県
賃貸ビル・倉庫・土地	11	東京都3カ所、千葉県2カ所、神奈川県、静岡県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県
駐車場	2	岩手県、千葉県

② 子会社

名称	所在地
ハイウェイ開発株式会社	本社（東京都）、支店（大阪府）、事業所6カ所（東京都他）
株式会社東京ハイウェイ	本社（東京都）、事業所9カ所（静岡県他）
株式会社アイ・エス・エス	本社（東京都）、支社2カ所（広島県他）、支店3カ所（愛知県他）、事業所2カ所（宮城県他）

## (8) 従業員の状況 (2021年1月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数
道路関連事業	583名 (249名)
レジャー事業	51名 (79名)
不動産事業	6名 (3名)
全社(共通)	23名 (0名)
合計	663名 (331名)
前連結会計年度末比増減	+44名 (+9名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
2. 従業員数には、嘱託109名を含みます。  
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。  
4. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名 (9名)	+1名 (△3名)	45.1才	13.1年

- (注) 1. 従業員数は、嘱託43名、受入出向者66名を含みます。  
ただし、平均年齢、平均勤続年数には嘱託を含みません。  
2. 従業員数には、出向者33名を含みません。  
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。

## (9) 主要な借入先 (2021年1月31日現在)

該当する事項はありません。

## Ⅱ. 会社の状況に関する事項

### (1) 会社の株式に関する事項 (2021年1月31日現在)

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数    | 4,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 2,662,000株 |
| ③ 株主数         | 4,601名     |
| ④ 大株主 (上位10名) |            |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 宝 株 式 会 社	1,360 <sup>千株</sup>	52.96 <sup>%</sup>
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	90	3.51
G O L D M A N S A C H S & C O . R E G	70	2.72
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	43	1.69
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	43	1.68
ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED - REGISTERED CUSTODY	28	1.08
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 5 )	19	0.76
東 宝 フ ァ シ リ テ ィ ー ズ 株 式 会 社	16	0.66
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 6 )	16	0.63
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	15	0.58

- (注) 1. 当社は、自己株式92,792株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の状況 (2021年1月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	小林 憲 治	
代表取締役社長	永 田 泉 治	
専 務 取 締 役	松 丸 光 成	管理本部長 兼 同本部経理担当
常 務 取 締 役	堀 内 信 之	関西支社長 兼 同支社管理部長
常 務 取 締 役	石 塚 泰	管理本部総務担当
取 締 役	今 沢 宏 之	道路関連事業本部長 兼 同本部管理部長 兼 同本部技術部長
取 締 役	竹 島 美 喜	レジャー事業本部長 兼 同本部飲食事業部長 兼 同本部マリーナ事業部長 兼 不動産経営担当
取 締 役	上 野 俊 明	管理本部総務部長
取 締 役	大 西 政 樹	道路関連事業本部東北支店長
取 締 役	太 古 伸 幸	東宝株式会社 取締役副社長 オーエス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社東京楽天地 取締役(監査等委員)
取 締 役	宮 家 邦 彦	
取締役(常勤監査等委員)	遠 藤 信 英	監査等委員会委員長
取締役(監査等委員)	野 元 三 夏	弁護士 東京製鐵株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	上 村 多 恵 子	

- (注) 1. 取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏、取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏、取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏は、他社の取締役経理担当兼経理部長の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、遠藤信英氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2020年4月28日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、取締役岡部一朗氏は、任期満了により退任いたしました。

6. 当事業年度中の重要な兼職の異動について

取締役太古伸幸氏は、2020年4月28日付で株式会社東京楽天地の取締役(監査等委員)に就任いたしました。

7. 当事業年度中の取締役の担当の異動 (2020年7月1日付)

氏名	異動前	異動後
今 沢 宏 之	取締役 道路関連事業本部長 兼 同本部管理部長	取締役 道路関連事業本部長 兼 同本部管理部長 兼 同本部技術部長
大 西 政 樹	取締役 関西支社名古屋支店 部長	取締役 道路関連事業本部東北支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	名 12 ( 1 )	百万円 197 ( 4 )
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 ( 3 )	24 ( 24 )
合 計	15 ( 4 )	222 ( 28 )

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。  
 2. 取締役の支給人数には、2020年4月28日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名を含んでおります。  
 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2020年4月28日開催の第106回定時株主総会において、年額3億円以内(うち、社外取締役1千万円以内)と決議いただいております。  
 4. 取締役(監査等委員)の報酬額は、2017年4月27日開催の第103回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。  
 5. 当事業年度において、社外取締役が当社の親会社または当社を除く親会社の子会社から受けた役員報酬等はありません。



④ 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	宮 家 邦 彦	該当なし	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、幅広い活動による高い見識と豊富な経験に基づき、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適宜発言を行っております。
社外取締役 監査等委員	遠 藤 信 英	該当なし	当事業年度に開催された取締役会10回、監査等委員会12回のうちその全てに出席し、財務および会計業務の専門家として会社経営に関与された経験に基づき、常勤監査等委員として業務監査の観点から、必要に応じて適宜発言を行っております。
社外取締役 監査等委員	野 元 三 夏	弁護士 東京製鐵株式会社 社外取締役(監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会10回、監査等委員会12回のうちその全てに出席し、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っております。
社外取締役 監査等委員	上村多恵子	該当なし	当事業年度に開催された取締役会10回、監査等委員会12回のうちその全てに出席し、長年企業経営に携わってきた豊富な経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っております。

(注) 野元三夏氏の重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
ア. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38 百万円
イ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41 百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度監査について提出された監査計画と実績の比較、ならびに当事業年度について提出された監査計画の適否と、これに対応する報酬等の額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記ア. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められる場合、その他その職務を継続することが相当でないと認められる場合には会計監査人を解任し、または再任しない方針です。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>17,790,911</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,289,072</b>
現金及び預金	10,387,569	支払手形及び買掛金	1,670,046
受取手形及び売掛金	6,124,051	リース債務	15,709
たな卸資産	1,238,508	未払法人税等	719,528
短期貸付金	1,000	賞与引当金	133,946
その他	70,663	役員賞与引当金	23,400
貸倒引当金	△30,882	資産除去債務	2,200
<b>固定資産</b>	<b>14,029,054</b>	その他	1,724,242
<b>有形固定資産</b>	<b>11,504,191</b>	<b>固定負債</b>	<b>988,766</b>
建物及び構築物	2,244,728	リース債務	44,469
機械装置及び運搬具	1,437,787	繰延税金負債	4,022
土地	7,673,525	退職給付に係る負債	273,129
リース資産	11,470	資産除去債務	234,271
建設仮勘定	25,000	その他	432,874
その他	111,679	<b>負債合計</b>	<b>5,277,839</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>540,157</b>	(純資産の部)	
のれん	480,053	<b>株主資本</b>	<b>26,453,718</b>
その他	60,104	資本金	1,331,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,984,705</b>	資本剰余金	1,273,811
投資有価証券	294,182	利益剰余金	24,203,694
繰延税金資産	268,521	自己株式	△354,786
差入保証金	788,315	その他の包括利益累計額	372
保険積立金	496,484	その他有価証券評価差額金	372
その他	352,771	<b>非支配株主持分</b>	<b>88,035</b>
貸倒引当金	△215,570	<b>純資産合計</b>	<b>26,542,125</b>
<b>資産合計</b>	<b>31,819,965</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>31,819,965</b>

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

(2020年2月1日から  
2021年1月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	27,460,340
営業費用	21,620,566
営業利益	5,839,774
一般管理費	1,791,574
営業外収益	4,048,200
受取利息及び配当金	6,770
受取保険金	14,866
受取補償金	12,607
助成金収入	15,683
その他	28,943
営業外費用	78,872
経常利益	5,530
特別利益	4,121,541
保険解約返戻金	51,448
受取和解金	200,000
特別損失	251,448
固定資産売却損	6,773
減損損失	324,590
固定資産圧縮損	153,571
税金等調整前当期純利益	484,934
法人税、住民税及び事業税	3,888,055
法人税等調整額	1,365,293
当期純利益	1,251,574
非支配株主に帰属する当期純利益	2,636,480
親会社株主に帰属する当期純利益	1,330
	2,635,150

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年1月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>10,928,535</b>
現金及び預金	6,031,887
受取手形	102,938
売掛金	3,756,631
商材及び貯蔵品	19,194
原材料及び貯蔵品	76,083
未成工事支出金	895,605
前払費用	35,880
短期貸付金	6,000
その他の貸倒引当金	33,217
	△28,903
<b>固定資産</b>	<b>13,648,925</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,492,551</b>
建物	1,824,345
構築物	84,508
機械及び装置	878,849
船舶	3,743
車両運搬具	397,533
工具、器具及び備品	78,551
土地	7,199,705
リース資産	314
建設仮勘定	25,000
<b>無形固定資産</b>	<b>225,533</b>
借地権	194,037
ソフトウェア	21,607
電話加入権	9,888
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,930,841</b>
投資有価証券	242,327
関係会社株式	1,756,470
長期貸付金	2,000
長期前払費用	6,874
繰延税金資産	81,235
差入保証金	565,780
その他の貸倒引当金	277,782
	△1,630
<b>資産合計</b>	<b>24,577,461</b>

科 目	金 額
(負債の部)	千円
<b>流動負債</b>	<b>2,789,521</b>
買掛金	1,116,560
リース債務	339
未払金	270,669
未払費用	159,888
未払法人税等	359,808
前受金	797,010
預り金	24,045
賞与引当金	59,000
資産除去債務	2,200
<b>固定負債</b>	<b>661,287</b>
長期未払金	26,848
長期預り保証金	314,347
退職給付引当金	95,062
資産除去債務	225,028
<b>負債合計</b>	<b>3,450,809</b>
(純資産の部)	
<b>株主資本</b>	<b>21,126,280</b>
資本金	1,331,000
資本剰余金	1,057,028
資本準備金	1,057,028
<b>利益剰余金</b>	<b>19,093,038</b>
利益準備金	332,750
その他利益剰余金	18,760,288
固定資産圧縮積立金	68,269
別途積立金	4,415,500
繰越利益剰余金	14,276,519
<b>自己株式</b>	<b>△354,786</b>
評価・換算差額等	372
その他有価証券評価差額金	372
<b>純資産合計</b>	<b>21,126,652</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>24,577,461</b>

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 損 益 計 算 書

(2020年2月1日から  
2021年1月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売 上 高		16,572,946
営 業 費 用		12,794,017
売 上 総 利 益		3,778,928
一 般 管 理 費		1,244,126
営 業 利 益		2,534,802
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	40,045	
そ の 他	35,044	75,089
営 業 外 費 用		1,825
経 常 利 益		2,608,066
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	2,128	
受 取 和 解 金	200,000	202,128
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6,773	
減 損 損 失	64,029	
固 定 資 産 圧 縮 損	153,571	224,374
税 引 前 当 期 純 利 益		2,585,821
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	804,000	
法 人 税 等 調 整 額	△9,442	794,557
当 期 純 利 益		1,791,263

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年3月9日

スバル興業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川島 繁雄 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐瀬 剛 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スバル興業株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スバル興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

2021年3月9日

スバル興業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川島 繁雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐瀬 剛 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スバル興業株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月11日

スバル興業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 遠 藤 信 英 ㊟

監 査 等 委 員 野 元 三 夏 ㊟

監 査 等 委 員 上 村 多 恵 子 ㊟

(注) 監査等委員遠藤信英、野元三夏及び上村多恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing practice or notes.

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing practice or notes.

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing practice or notes.

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」 TEL(03)3501-4411

交通

- |  |             |
|--|-------------|
| <b>A</b> JR線／山手線、京浜東北線、東海道本線、横須賀線・総武線(快速)新橋駅 | 日比谷口より徒歩約2分 |
| <b>B</b> 東京メトロ 銀座線、都営浅草線 新橋駅                 | 7番出口より徒歩約2分 |
| <b>C</b> 都営三田線 内幸町駅                          | A2出口より徒歩約3分 |



スバル興業株式会社

TEL (03) 3213-2861 (代)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。